資料4-2

（案）

検討中につき、要望書記載は
内容変更となる可能性あり

○○盛市街第○○号
令和８年○月○日

東北地方整備局長　様

盛岡市長　内舘　茂

都市・地域再生等利用区域の指定等についての要望書

本市行政の推進につきましては、格別の御高配を賜り厚く御礼申しあげます。

本市では、盛岡地区かわまちづくりにおいて、平成 21 年度に初回認定を受けて以降、歴史的に市民に親しまれており、良好な観光資源でもある北上川・中津川の河川空間を活かした様々な取組を推進しております。平成 29 年度から北上川での舟運運航に向けた社会実験を実施しており、平成 30 年には「北上川に舟っこを運航する盛岡の会」にて木造船「もりおか丸」が注文製作されるとともに盛岡地区かわまちづくり（舟運）実行委員会が設立され、令和 3 年度には国土交通省による船着場整備が完了し、運航実習、体験運航を重ねながら、本格運航に向けた着実な社会実験成果をあげてきております。また、隣接する木伏緑地においては、P-PFI 事業が展開されており、令和元年度のオープン以降、木伏周年イベントなどの開催を中心に北上川河川敷を活用したキャンプ等、一時使用・一時占用による高水敷の活用がなされてきているところです。

盛岡地区かわまちづくりは、現在モニタリング期間に入っており、令和 7 年度には期間終了を迎えることから、これまでの社会実験等の取組成果をふまえた本格運用にむけて、都市・地域再生等利用区域の指定を要望し、河川空間のオープン化による一層の賑わい創出を推進していくものです。

上記の事業の実施にあたっては、河川管理者であります東北地方整備局長による河川占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域の指定等」が必要となることから、「盛岡地区かわまちづくり懇談会」において、地域の合意形成を得たところであります。

つきましては、別紙のとおり、河川占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域の指定等」について、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

（案）

（別紙）

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

１．目的

当市ではこれまで、盛岡地区かわまちづくり事業において、北上川及び中津川の河川空間を活用し、まちなかの賑わい創出や伝統的な行事など観光振興につながる取組を実施してきた。

同事業は、盛岡市総合計画において重点的、施策横断的に取り組む事業である「戦略プロジェクト」としても位置付けられ、同事業に基づき北上川に整備された開放的な河川空間は、「水辺の居場所」として多くの市民に親しまれるとともに、自然・歴史・文化と都市空間が調和した魅力的な場所として、盛岡の主要な観光資源となっている。

河川空間の活用として、北上川に隣接する木伏緑地において P-PFI 事業が展開されており、各種イベントなどの開催を中心に北上川河川敷を活用したキャンプ等、一時使用・一時占用による河川敷の活用がなされている。

当市では、今後、北上川の河川空間において、木伏緑地に隣接した河川敷の活用による一層の賑わい創出を本格的に推進するため、都市・地域再生等利用区域の指定を要望するものである。

２．都市・地域再生等利用区域（準則第 22 第 1 項）

一級河川北上川水系北上川で別図に示す区域（別図 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5 参照）

[区域設定箇所]

・夕顔瀬橋～明治橋

３．都市・地域再生等占用内容（準則第 22 第 3 項）（資料 1 参照）

（ア）舟運に係る一時占用

・木造舟の運航による舟運事業の実施

（イ）堤防天端利用

・木伏緑地に隣接した堤防天端利用の実施

（ウ）その他各種イベントの実施

・賑わいを与える各種イベントの実施

４．都市・地域再生等占用方針 （準則第 22 第 2 項）

１） 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守します。
２） 占用の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持に努めます。
３） 占用の許可期間中に河川利用者等から占用の許可を受けた施設等に関する苦情があった場合には、都市・地域再生等占用主体が解決に努めます。
４） 降雨、水位、風、地震、津波等の情報を常に把握し、危険の恐れがある場合は施設の使用を中止します。また、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講じます。
５） 施設使用者に占用の許可を受けた施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督します。
６） 施設使用者に占用の許可を受けた施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を、当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てることとします。
７） 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年１回以上で河川管理者が定める回数報告します。

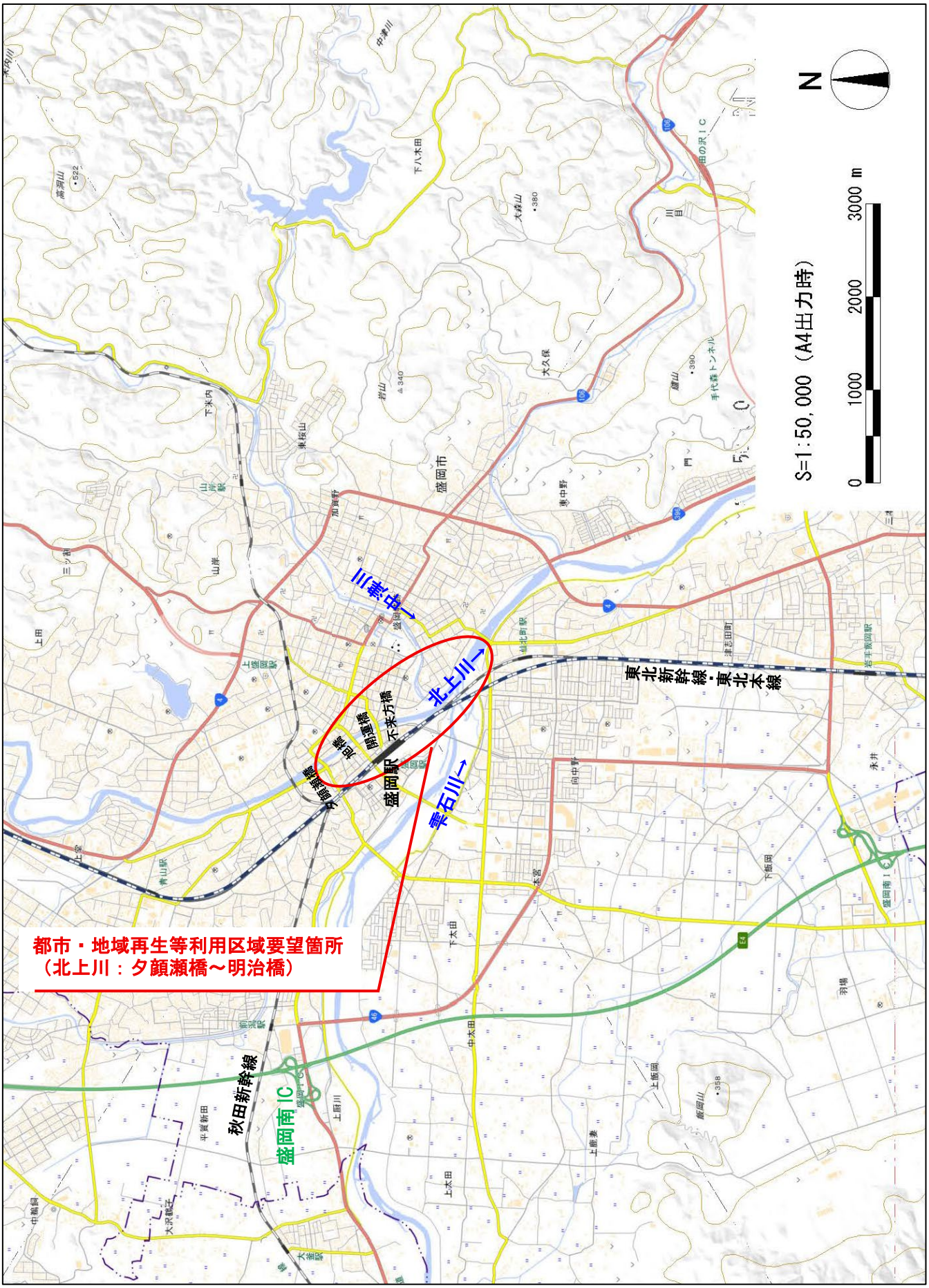
５．都市・地域再生等占用主体（準則第 22 第 2 項）

盛岡市（準則第 22 第 4 項第 1 号に掲げる者）

６．事業スキーム

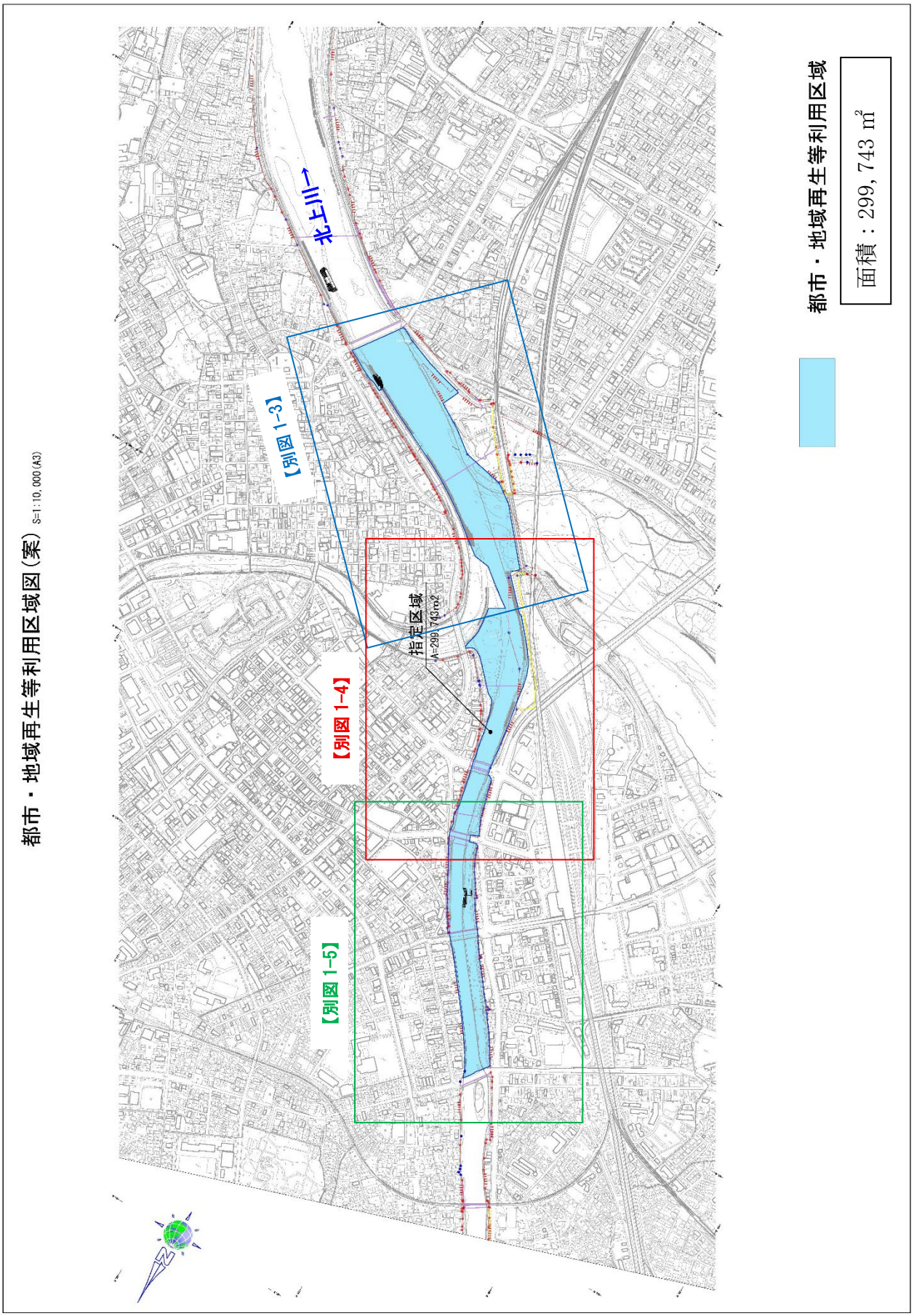
別図 2「河川敷地特例占用に係る関連図」参照

【別図 1-1】都市再生利用区域（位置図）



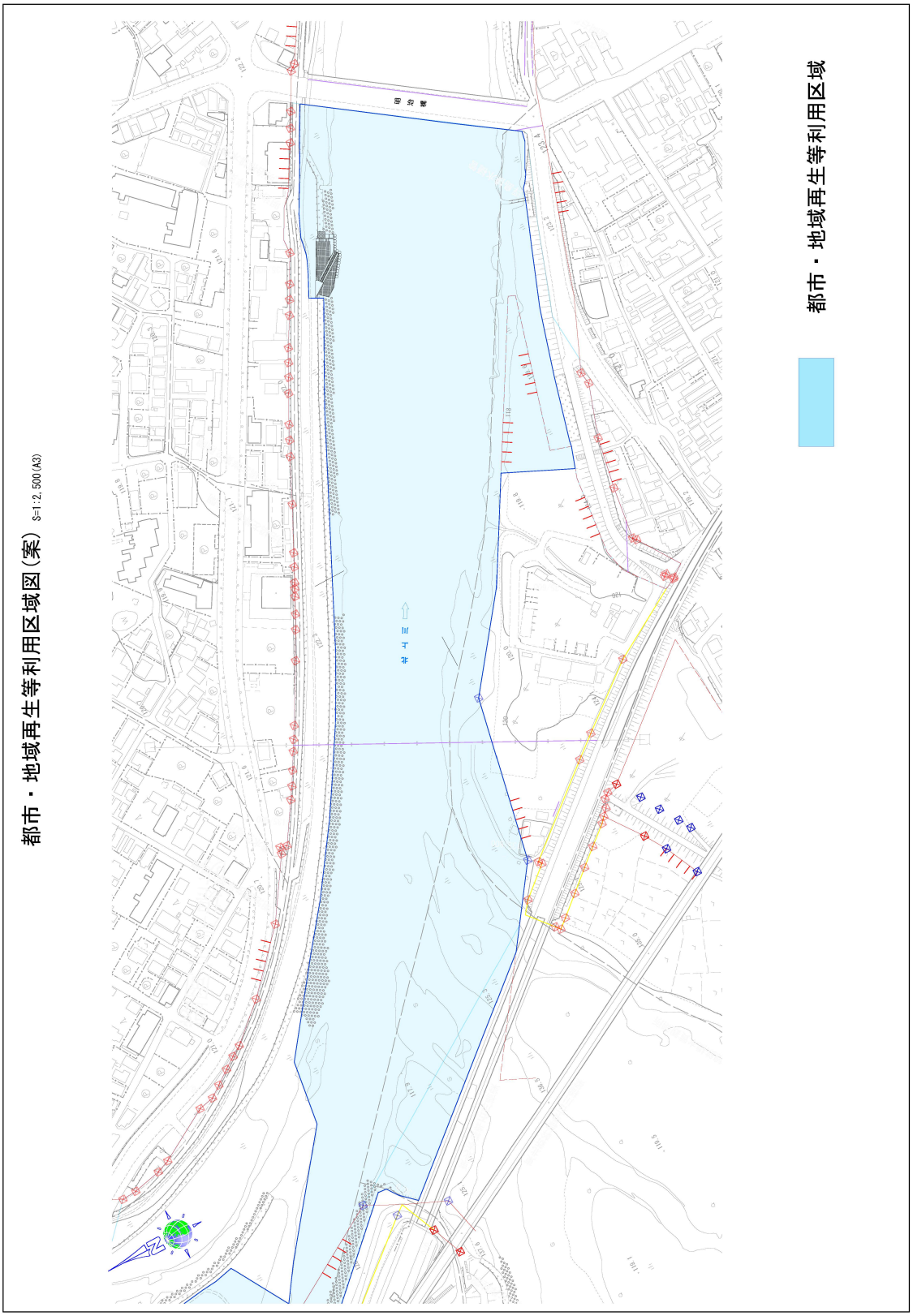
（案）

【別図 1-2】都市再生利用区域（全体）



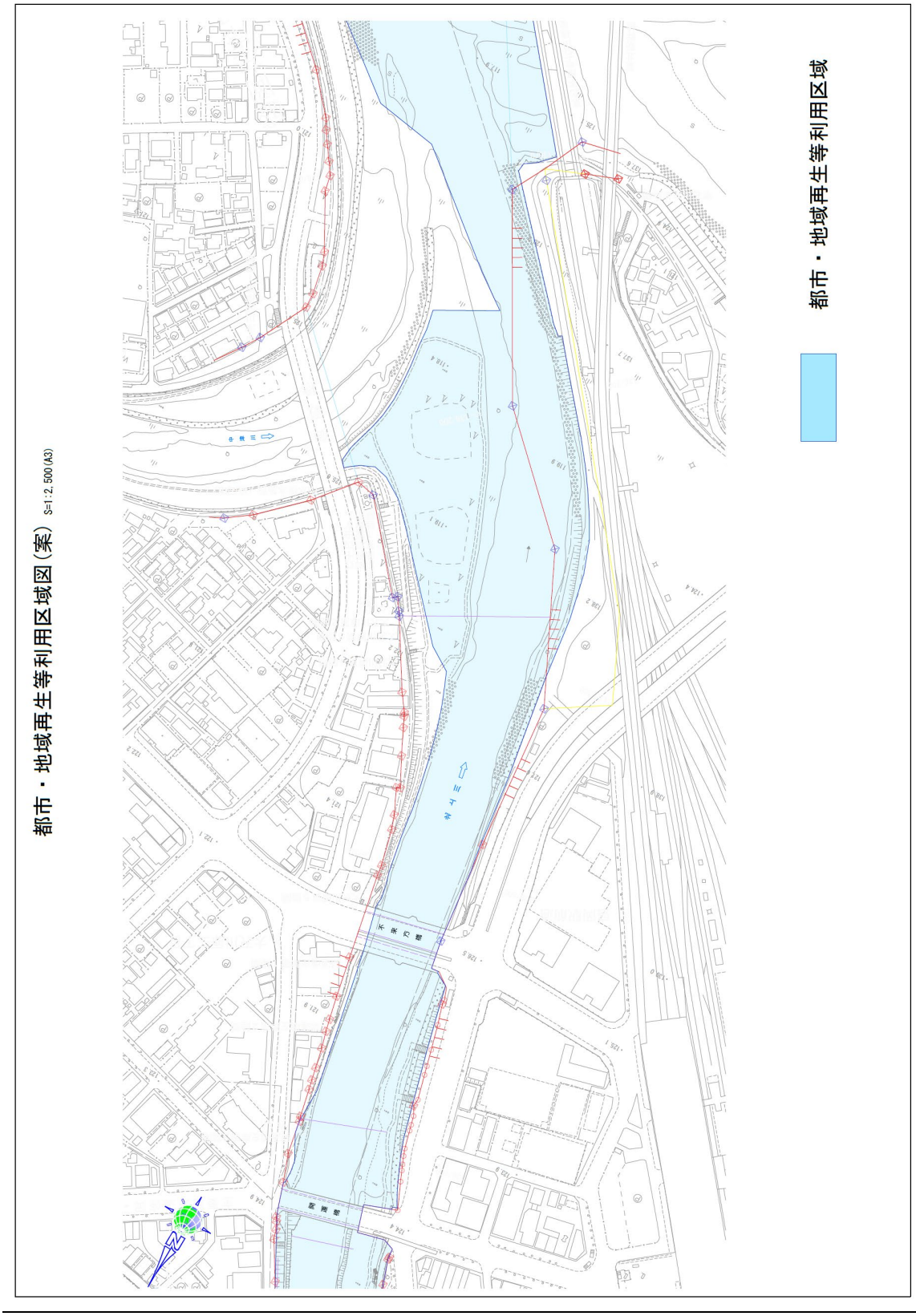
（案）

【別図 1-3】都市再生利用区域（詳細）



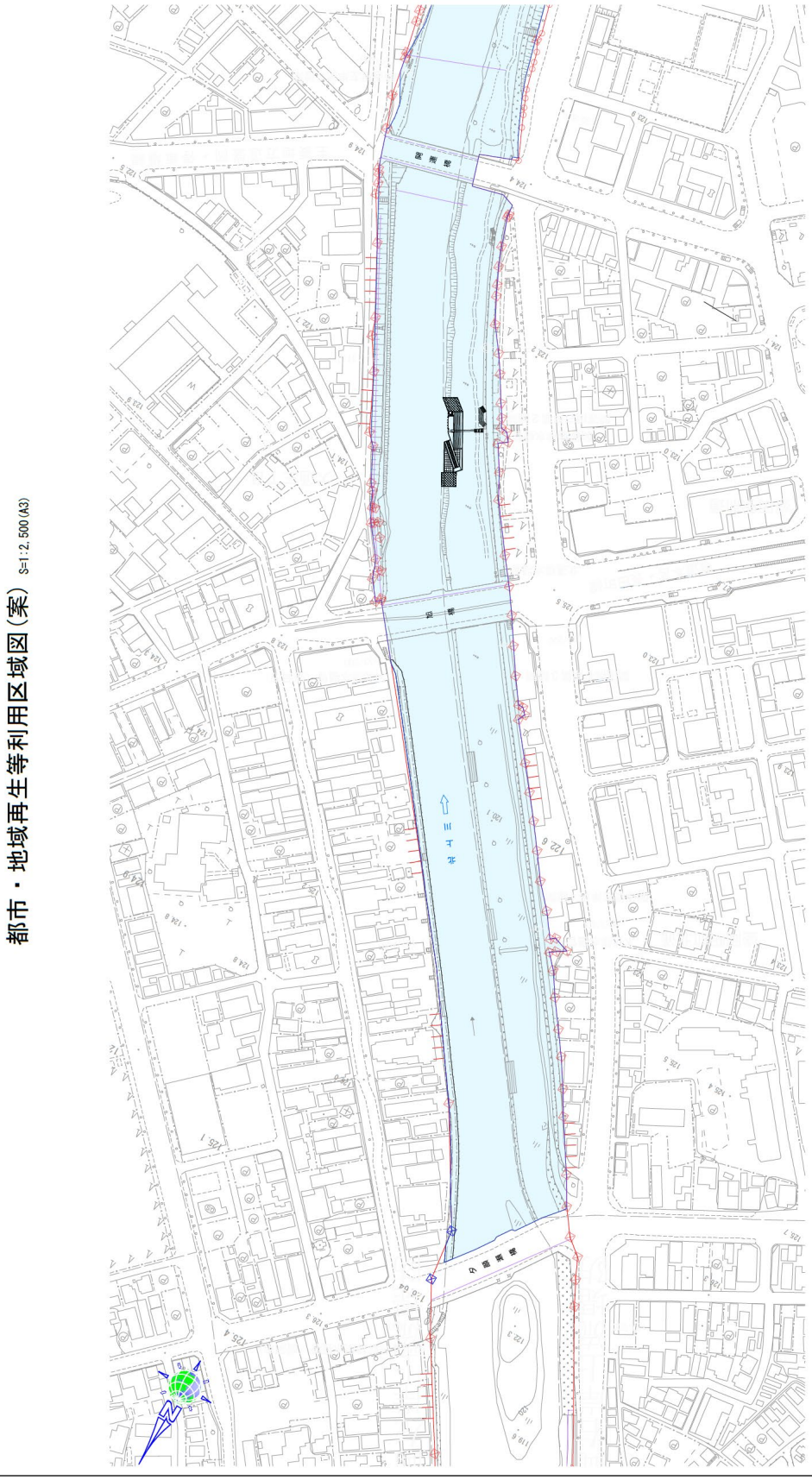
（案）

【別図 1-4】都市再生利用区域（詳細）



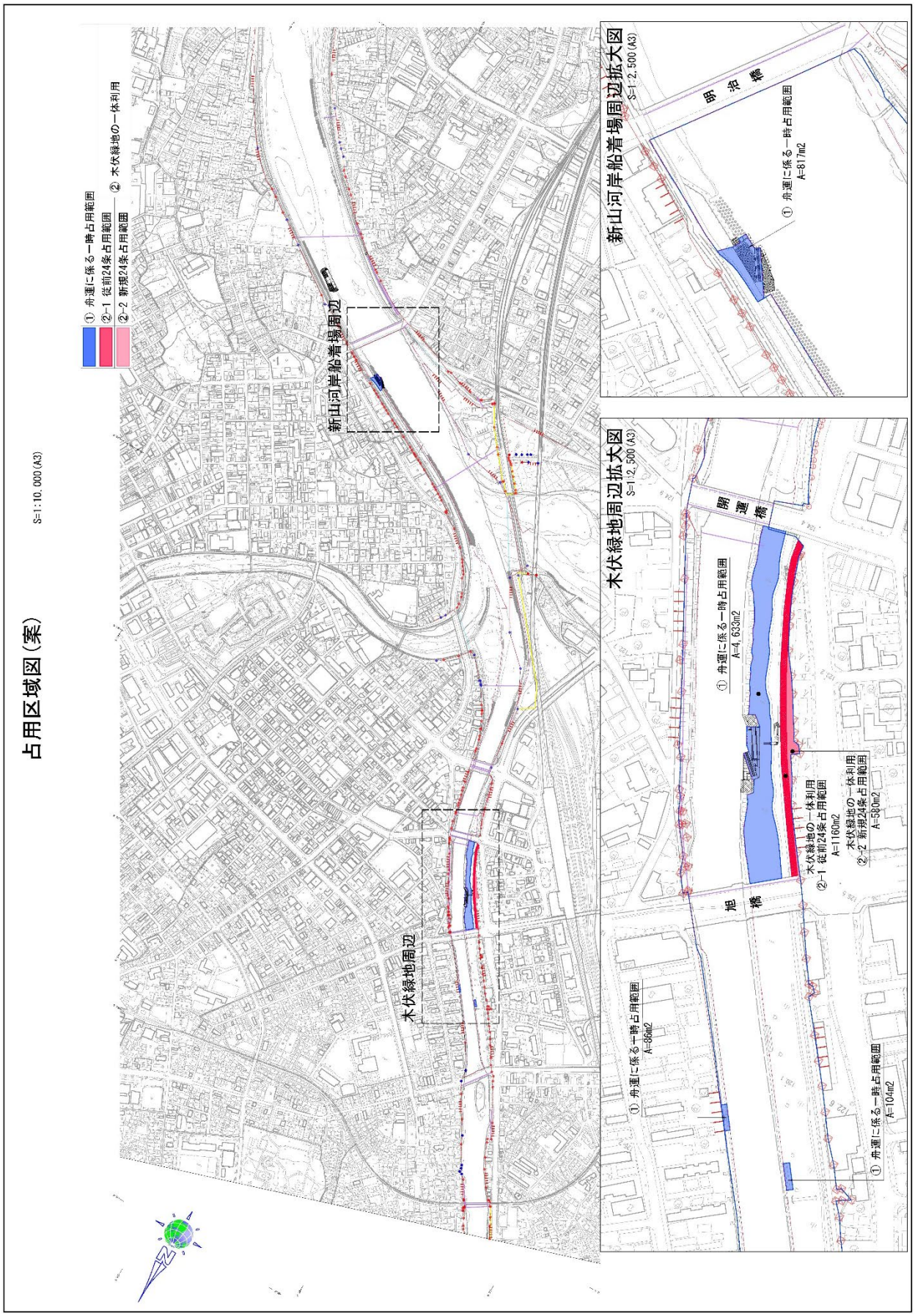
（案）

【別図 1-5】都市再生利用区域（詳細）



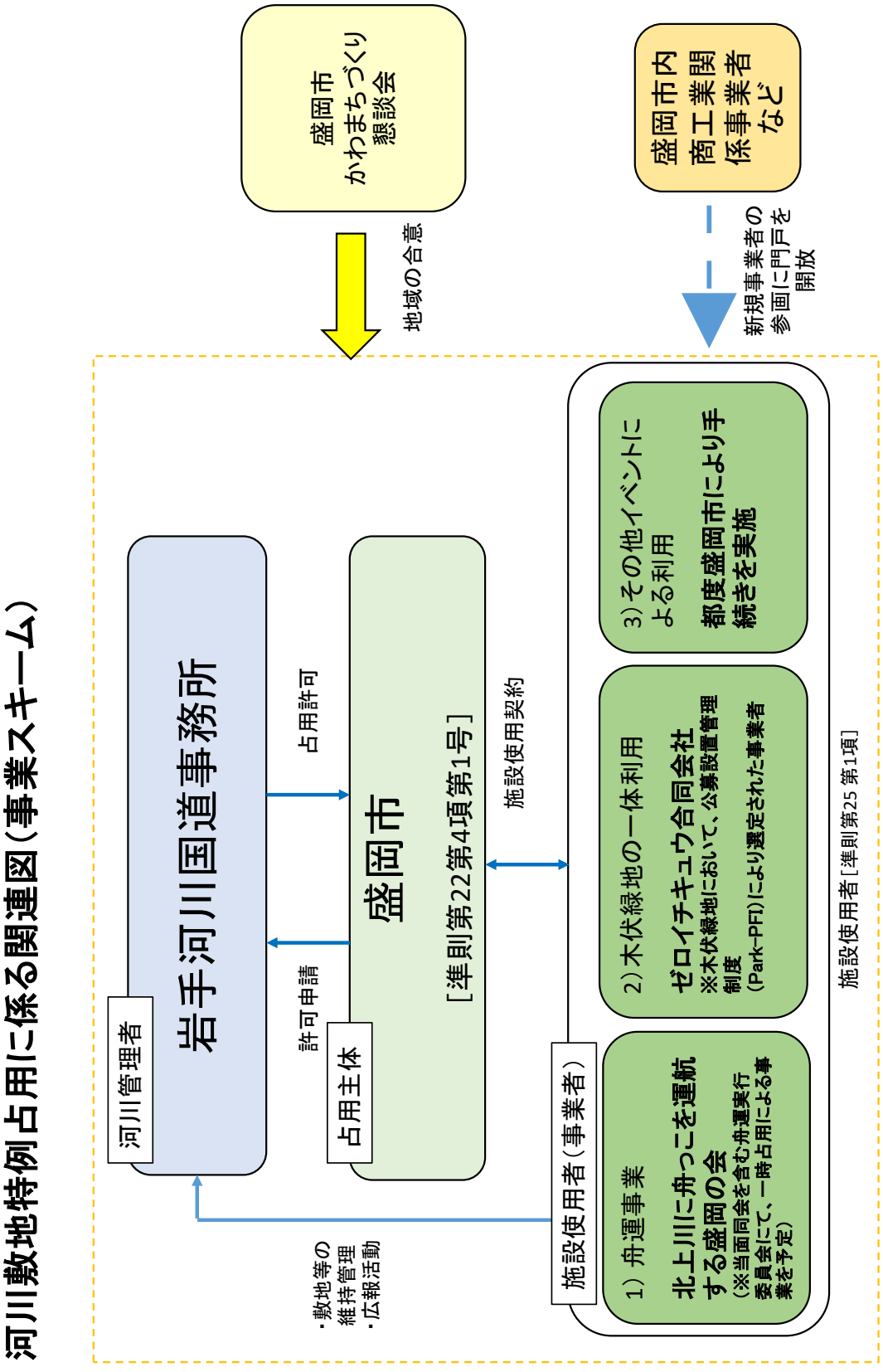
（案）

【別図 2】占用区域図


占用区域図（案）
S=1:10,000(A3)
① 舟運に係る一時占用範囲
②-1 従前24条占用範囲
②-2 新規24条占用範囲
② 木伏緑地の一体利用
新山河岸船着場周辺
木伏緑地周辺
新山河岸船着場周辺拡大図
S=1:2,500(A3)
明沼橋
① 舟運に係る一時占用範囲
A=817m2
木伏緑地周辺拡大図
S=1:2,500(A3)
開運橋
旭橋
① 舟運に係る一時占用範囲
A=4,633m2
① 舟運に係る一時占用範囲
A=36m2
木伏緑地の一体利用
②-1 従前24条占用範囲
A=1160m2
木伏緑地の一体利用
②-2 新規24条占用範囲
A=580m2
① 舟運に係る一時占用範囲
A=104m2

（案）

【別図 3】事業スキーム図



（案）

（資料１）

都市・地域再生等占用内容について

１ 占用内容の区分（別図２参照）

（ア）舟運に係る一時占用

事業概要：木伏緑地前面の高水敷及び開運橋上流右岸の船着場、明治橋上流左岸の船着場の利用の実施

一時占用許可施設：広場、イベント施設、遊歩道、船着場、船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）及びこれら施設と一体をなす切符売場、案内所（準則第22第３項 第１号、第２号、第３号、第４号、第５号及び第６号）

一時占用予定区域①

（イ）木伏緑地の一体利用

事業概要：木伏緑地に隣接した堤防天端利用の実施

占用許可施設：広場、イベント施設、遊歩道及びこれら施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ（準則第22第３項 第１号、第２号、第３号及び第６号）

占用予定区域：②

（ウ）その他イベントによる占用・一時占用

事業内容：賑わいを与えるイベントの実施

占用許可施設：広場、イベント施設、遊歩道及びこれら施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ

（準則第22 第３項第１号、第２号、第３号及び第６号）

２ 工作物の形態

〈河川の計画高水位以下に設置するもの〉

- 直ちに撤去できる簡易なもの(オープンカフェ、照明・音響施設、テント、案内看板、のぼり等)

〈河川の計画高水位以上に設置するもの〉

- 国土交通省の構造基準等を満たすもの

３ 管理・運営方法

- 占用内容の区分(ア)～（ウ）の事業を実施する事業者等は、盛岡市が選定を行う。
- 占用主体である盛岡市は、収益事業を行う事業者等と、都市・地域再生等利用区域内での事業実施に係る使用契約を締結するものとする。
- 区域の利活用について、関係事業者・関係機関の連絡調整会議を年１回以上開催するものとする。
- 事業者等は増水時、緊急時のマニュアルを整備し、盛岡市と国土交通省に提出するものとする。

（案）

（占用方針、占用主体、施設使用予定者等）

都市・地域再生等占用方針及び占用主体

占用方針 ※占用の許可を受けることができる内容等	占用主体	施設使用予定者等
（ア：舟運に係る一時占用） ・5 月～10 月 ※準則第 22 第３項 第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号及び第 6 号 （占用許可施設：広場、イベント施設、遊歩道、船着場、船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）及びこれら施設と一体をなす切符売場、案内所） 一時占用予定区域：別図３-①	盛岡市	北上川に舟っこを運航する盛岡の会※1 ※当面、同会を含む舟運実行委員会を予定
（イ：木伏緑地の一体利用） ・通年 ※準則第 22 第３項 第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 6 号 （占用許可施設：広場、イベント施設、遊歩道及びこれら施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ） 占用予定区域：別図３-②	盛岡市	ゼロイチキュウ合同会社※2
（ウ：その他イベントによる占用・一時占用） ・通年またはイベント実施時期 ※準則第 22 第３項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 6 号 （占用許可施設：広場、イベント施設、遊歩道及びこれら施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ）	盛岡市	都度盛岡市による選定

※１「北上川に舟っこを運航する盛岡の会」は、「北上川を利活用し舟っこを運航する等、地域観光の振興を図り活力ある地域に形成に資することを目的」とした団体であり、平成 29 年度から北上川での舟運運航に向けた社会実験の実施し、平成 30 年には木造船「もりおか丸」を注文製作し、同年設立された盛岡地区かわまちづくり（舟運）実行委員会の構成員として、本格運航に向けた着実な社会実験成果をあげてきている。

※２木伏緑地においては公募設置管理制度（Park-PFI）により「ゼロイチキュウ合同会社」を選定し、令和元年度より同社が飲食店や公衆用トイレの整備・運営を行っており、以来５年間、毎年のアニバーサリーフェスティバルの他、マルシェや出張マルエフ横丁（ビールのイベント）などが河川敷の一時占用を行いながら開催されている。

（案）

許可方針

1　盛岡市の地域の賑わい創出に寄与するもの。

2　占用主体(盛岡市)と事業者等が事業実施に係る契約を締結されている(見込みである)こと。(準則第 25 第 2 項第 1 号)

3　活動状況を、河川管理者に年 1 回以上で河川管理者が定める回数を報告すること。(準則第 25 第 2 項第 3 号)